

阿久根市告示第 43 号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、下記の地域における地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を策定したので、同条第8項の規定により公告する。

令和 7 年 3 月 31 日

阿久根市長 西 平 良 将



記

1 地域計画を策定した地区

- (1) 脇本北部地区
- (2) 脇本中部地区
- (3) 脇本南部地区
- (4) 折口地区
- (5) 多田地区
- (6) 鶴川内北部地区
- (7) 鶴川内南部地区
- (8) 山下地区
- (9) 赤瀬川地区
- (10) 波留地区
- (11) 西目地区
- (12) 大川地区

2 縦覧場所

阿久根市役所 農政林務課